ID:　416

担当部署:　上下水道部 水道工務課

処分の概要	給水装置の基準違反に対する措置
例規名 根拠条項	芦屋市水道事業給水条例　第39条
例規番号	平成9年条例第1号

【根拠条文】

（給水装置の基準違反に対する措置）

第39条　管理者は、給水装置の構造及び材質が第5条に規定する基準に適合していないと認めたときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2　管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときはこの限りでない。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和6年4月1日